

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 田中 将隆 様 あて名 〒468-0014 日本国愛知県名古屋市中平区中平三丁目2702番地 グランドールS 203号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 12.03.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 PCT2018-01		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/043668	国際出願日 (日.月.年) 28.11.2018	優先日 (日.月.年) 26.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q20/36(2012.01)i, G06Q20/06(2012.01)i			
出願人 (氏名又は名称) STRA株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 26.02.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 谷川 智秀 電話番号 03-3581-1101 内線 3562	
		5L	5876

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1: 仮想通貨を安全に保管する方法は？ 2段階認証だけじゃ意味ない？, [オンライン], 仮想通貨ポータル, 2018.02.04, 全文, [検索日 2019.02.25], インターネット<URL:https://coin-portal.net/basics/wallet/how-to-keep-coin-safe-and-secure/>

文献 2: ネットワーク分離による標的型攻撃対策－仮想ブラウザ導入による効果と留意事項－, [オンライン], 株式会社野村総合研究所, 2016.06.01, pp. 26-27, [検索日 2019.02.25], インターネット<URL:https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/publication/it_solution/2016/06/ITSF160606.pdf>

文献 3: JP 2012-203778 A (みずほ情報総研株式会社) 2012.10.22, 段落 0001, 0004-0016, 0022-0080、図 1, 8 (ファミリーなし)

文献 4: JP 2003-178144 A (株式会社インターネット・サービスパートナーズ) 2003.06.27, 段落 0036-0044 (ファミリーなし)

文献 5: JP 2018-026821 A (エクスメディウス・ソリューションズ・インコーポレイテッド) 2018.02.15, 段落 0004-0006, 0022-0042 & US 2017/0091474 A1, 段落 0004-0006, 0027-0047 & EP 3282670 A1 & CA 2976127 A1

(請求項 1-3)

請求項 1-3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-3 により進歩性を有しない。

文献 1 (特に、「ウォレットには個人管理のものと外部管理のものがある」の節、「コールドウォレットとホットウォレットにはどのようなちがいがあのか？」の節、「取引所ではどうやって仮想通貨を保管しているのか？」の節) には、ユーザ登録したユーザの仮想通貨を管理するシステムであって、ID とパスワードを用いてサイトにアクセスして送金等の操作を行い得るオンラインウォレットのシステムが記載されている。そして、このようなオンラインウォレットサービスの提供会社では、ユーザの資産の情報をコールドウォレットで管理することが記載されている。

(以下、補充欄(*1)に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(*1)

請求項 1 に係る発明と文献 1 に記載の発明とを対比すると、文献 1 に記載の発明では、公衆回線に常時接続されていないコールドウォレットの情報を書き換えるための具体的な構成が不明である点で請求項 1 に係る発明と相違する（相違点）。

文献 2（特に、第 26 頁右欄第 5 行～第 27 頁右欄第 3 行、図 1）に記載されているように、通常、公衆通信回線に接続していないサーバにアクセスするために、アクセスする必要に応じてインターネット接続用のネットワークに仮想ブラウザサーバを介して接続する手段は周知技術である。

また、文献 3（特に、段落 0001, 0004-0016, 0022-0080、図 1, 8）に記載されているように、公衆回線に接続していない内部システムの情報にアクセスするために、外部システムと内部システムとの情報をやり取りを中継サーバを用いて行うことも周知技術である。

そして、このような資産をコールドウォレットで管理するオンラインウォレットを利用して、ユーザがインターネット等を利用して、外部から資産の出納を行う場合には、当然、出納の際に、ウォレット内の情報を書き換える必要があり、書き換えるためには、当然、通信の接続を行わなければならないものであることを考慮すると、文献 1 に記載の発明におけるコールドウォレットにアクセスするために、文献 2-3 に記載のごとくの周知技術を用いて、必要に応じてサーバに接続し、所望の操作が終了したら切断するように構成することは、当業者が容易に想到し得たことである。

そして、このようなウォレットを管理するシステムでは、ブロックチェーンによる分散管理する仮想通貨を扱うものであるから、当然に、送金等の資金移動履歴をブロックチェーンに追記し、分散管理台帳のブロックチェーンを書き換えるものと認められる。また、文献 1 には、ユーザ個人で仮想通貨の秘密鍵を自身のパソコン等で管理することも記載されており、当然に、オンラインウォレットとの間で、資金の出納を行うものであり、トークンの相互交換を行うものと認められる。したがって、これらの記載は、請求項 2-3 に記載の構成に相当する。

よって、請求項 1-3 に係る発明は、文献 1 に記載の発明、及び、文献 2-3 に記載のごとくの周知技術に基づいて、当業者が容易に想到し得たものである。

(請求項 4)

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-5 により進歩性を有しない。

サービスを提供するシステムを利用する際に、契約条件等の契約内容に対して許諾することで利用できるようにすることは、商業上、当然に行われることであり、文献 4（特に、段落 0036-0044）や文献 5（特に、段落 0033）に記載されているように、契約を許諾したことにより、登録完了やサービスの利用開始を行うことは周知技術である。

(以下、補充欄(*2)に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(*2)

よって、文献 1 に記載の発明において、サービス利用開始の登録の際に、文献 4-5 に記載のごとくの上記周知技術を付加し、契約書の許諾を行った後に登録完了とし、サービス利用可能にし、請求項 4 に記載の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(請求項 5)

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-5 により進歩性を有しない。

文献 5 (特に、段落 0004-0006, 0027-0047) には、接続要求を受け付けるたびに、接続要の異なる URL (「接続先情報」に相当) を発行し、通知する手段が記載されているように、セキュアに装置に接続するために異なる接続先を通知する手段は周知技術である。

よって、セキュアにデータにアクセスすることは、オンライン接続による操作において、当然に考慮しなければならない課題であるから、文献 1 に記載の発明において、送金等の操作を行うためのサーバへのアクセスの際に、文献 5 に記載のごとくの周知技術を付加し、請求項 5 に記載の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(以上)